

# あきた北 法人会 だより

第  
**74**  
号

令和元年8月30日



秋田県立小泉湯公園

発行 公益社団法人秋田北法人会

秋田市土崎港西五丁目3番1号 秋田市北部市民サービスセンター3F  
TEL 018-845-8078 FAX 018-845-8025  
<http://kitahou.akitalink.com>  
E-mail: kitahou@galaxy.ocn.ne.jp

# 令和元年度 定時総会を開催

令和元年度定時総会が、6月3日（月）土崎港ホテル大和に於いて、秋田北税務署長 成田弘喜氏をはじめ、来賓各位を迎え、開催された。

林会長のあいさつでは、各種研修会・セミナーの開催や、青年部会・女性部会が開催した児童に対する租税教育活動、地域住民の方々を対象に開催した社会貢献事業の講演会など、皆様方のご協力により、公益事業を中心に円滑に事業を実施できたことを報告した。また、「e-tax」の利用状況と更なる利用推進、加えて、法人会の助成金につながる福利厚生制度への推進協力をお願いした。

議事に入り、議案の「平成30年度事業報告・同収支決算」及び「任期満了に伴う役員改選」は、原案通り満場一致で承認された。

（詳細は、当法人会ホームページで情報開示しております）

議事終了後、福利厚生の実業活動に功労のあった、



大同生命保険㈱の加藤大推進員、及びA I G損害保険㈱ I C A社員の安達剛推進員を表彰した。また、当法人会の消費税軽減税率制度の周知・広報活動に対し、秋田北税務署長様から、感謝状の授与がなされた。

## 受章おめでとうございます

### 春の叙勲

旭日双光章

納税功労

林 明夫氏（会長）

### 東北六県法連功労者表彰

鈴木 信夫氏（理事）

佐藤 嘉樹氏（理事）

千田 清隆氏（監事）

### 全国法人会総連合功労者表彰

加賀谷 毅氏（副会長）

菅原 孝次郎氏（専務理事）

伊藤 久一氏（理事）

### 秋田県法人会連合会功労者表彰

西宮 公平氏（常任理事）

山内 信人氏（監事）

## 新入会員紹介 どうぞよろしく

正会員	代表者名	法人住所
(株)昭和環境	佐々木 嗣 男	潟上市昭和豊川上虻川字小泉79番地
(株)ケンボ	加藤 寛	秋田市飯島西袋2-2-6
(株)greenpiece	金森 弘 至	秋田市外旭川八幡田151-1

賛助会員	代表者名	法人住所
伊藤農園	伊藤 正 法	潟上市昭和豊川上虻川字嶋の越74-2
佐藤税理士事務所	佐藤 明	秋田市外旭川八幡田122-1



## 着任のご挨拶

秋田北税務署長 三澤 成人

このたびの定期人事異動で秋田北税務署長に着任いたしました三澤でございます。

前任の成田署長同様、どうぞよろしくお申し上げます。

簡単に自己紹介をさせていただきます。

出身は青森県なのですが、縁あって秋田で結婚し、秋田に居を構えた関係上、単身生活が長かったのですが、この度、めでたく単身赴任が解消し、大変喜んでおります。

昨年は、仙台国税局の酒類業調整官として、東北六県の酒類産業行政の取りまとめ役に従事しており、税務職員人生の大半を酒税関係事務とともに過ごして参りました。

また、秋田県内の税務署での勤務経験も長く、秋田南署で13年、本荘署で2年、そして、この度の秋田北署勤務により、秋田中央地区を制覇させていただきました。

地の利を生かし、皆様とともに手を携えて歩いて行きたいと考えているところでございます。

さて、公益社団法人秋田北法人会の皆様方には、日頃から税務行政に対しまして深い御理解と多大な御支援を賜っております。本紙面をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

貴法人会は昭和26年4月の設立以来、「良き経営者を目指すものの団体」として、納税意識の高揚と地域社会発展への貢献を理念に、法人会組織の増強、各種説明会の開催やe-Taxの操作研修、地域社会貢献活動のほか、税制改正の提言など幅広い活動を展開され、輝かしい実績をお持ちの会と承っております。

林会長はじめ役員・会員皆様方の不断の御努力に深く敬意を表したいと思います。

最近の税務行政を取り巻く環境は、経済のグローバル化やICT化の進行に伴い、調査・徴収事務の複雑性や困難性が増しているところです。

また、消費税率の引上げ及び軽減税率制度が本年10月に施行されることを受け、地方公共団体及び関係民間団体等と緊密な連携を図りながら、制度の周知・広報、指導等の施策に取り組んで行く必要があるなど、国税当局の課題は数多くあります。

こうした課題に対応していくため、私どもとしては、e-Taxの一層の普及とマイナンバー制度の定着に向けた取組を推進するとともに、引き続き事務の効率化・高度化を図って、皆さまにとって利便性の高い、また、公平・公正な社会の実現を目指してまいります。

特に、消費税の税率引上げと軽減税率制度の施行への対応につきましては、喫緊の大きな課題であります。

制度についての理解を深めていただくことはもちろんであります。複数税率対応レジの導入や経理関係システム改修など、事業者の皆様へ御対応いただくことは少なくありませんので、対応が未了の方におかれましては、近隣で開催される説明会等に積極的に参加いただくほか、疑問点についてはお気軽に税務署にお問い合わせいただくよう、会員の皆様へ御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びとなりますが、令和初の夏の甲子園、秋田県代表として秋田中央高校が45年ぶりに出場することが決定しました。昨年の金足農業高校に続き、2年連続で秋田北税務署管内の高校が代表権を得ており、大変誇らしく感じております。

本誌が発行される頃には、昨年の金農旋風に続き、今年も秋田中央高校が甲子園で大暴れし、秋田に大きな活力を与えてくれることを期待するほか、公益社団法人秋田北法人会の益々の御発展、並びに会員皆様方の事業の御繁栄と御健勝を祈念いたしまして、私の着任の挨拶とさせていただきます。

### ★秋田北税務署新メンバー紹介

#### よろしくお願ひします


- 船木 一 幸 総務課長  
(前任：二本松税務署総務課長)
- 楠 美 大 法人課税統括官  
(前任：青森税務署法人課税第二統括官)
- 内山 一 浩 個人課税第一統括官  
(前任：福島税務署個人課税第二統括官)

# 税務署だより

## 令和元年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

**軽減税率(8%)の対象品目**

<b>飲食料品</b>	飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。	
<b>新聞</b>	新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。	

### 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



**全ての事業者**

<b>飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方</b>	売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。
<b>飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方</b>	仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。
<b>免税事業者の方</b>	課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。



〈令和元年6月〉国税庁

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）				
××年 月 日	摘 要		税 区 分	借方 (円)
11 30	△△商事㈱	11月分 日用品	10%	88,000
11 30	△△商事㈱	11月分 食料品	8%	43,200
②	①	③		④

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容  
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事㈱

令和××年11月30日

11月分 131,200円(税込み)

日付	品 名	金 額
11/1	魚 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000
8%対象		43,200

※は軽減税率対象品目

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

【URL】 <http://kzt-hojo.jp>

【専用ダイヤル】 0120 - 398 - 111（無料） 【受付時間】 9:00 ~ 17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。  
消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）  
【専用ダイヤル】 0120 - 205 - 553（無料） 【受付時間】 9:00 ~ 17:00（土日祝除く）  
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。  
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「▷その他のバナー一覧」をクリック

こちらをクリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから特設サイトへ



## 平成31年度税制改正

## 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成31年度税制改正では、消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅に対する税制上の支援策が講じられるとともに、車体課税について、地方の安定的な財源を確保しつつ大幅な見直しが行われました。さらに、デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し等が行われました。

法人会では、昨年9月に「平成31年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

## 法人課税

## 1 中小法人に適用される軽減税率の特例

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成31年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業者等に係る軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。</li> </ul>

## 2 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。</li> <li>中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限（平成31年3月31日まで）を延長すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業投資促進税制の適用期限が2年延長されました。</li> <li>中小企業経営強化税制について、特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化が行われ、適用期限が2年延長されました。</li> </ul>

# 事業承継税制

## 1 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>贈与税の納税猶予における受贈者の年齢要件が20歳以上から18歳以上に引き下がります（2022年4月1日以後の贈与より適用）。</li> <li>一定のやむを得ない事情により認定承継会社等が資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合、その該当した日から6月内にこれらの会社に該当しなくなったときは、納税猶予の取消事由に該当しないこととなります。</li> <li>非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の適用を受ける場合には、贈与税の納税猶予の免除届出の添付書類が不要となる等、手続きの簡素化が行われます。</li> </ul>

# その他

## 1 少子化対策

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の適用期限が2年延長されました。</li> </ul>

## 2 ふるさと納税制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税（特例控除）の対象外とすることができるよう、制度の見直しが行われます。</li> </ul>

制改正の詳細は、「国税庁ホームページ」に掲載されていますが、秋田北法人会のホームページからも確認できます。また、各種税情報やインターネットセミナーなどのお役立ち情報も多数掲載中ですので、是非アクセスしてご活用下さい。[ <http://kitahou.akitalink.com> ]



## 活動報告 部会だより

### 令和元年度青年部会・女性部会 定時報告会

女性部会は5月14日、青年部会は5月22日、土崎港ホテル大和において開催された。

重点事業の「租税教室」や「税の絵はがきコンクール」の実施状況などを含めた平成30年度事業報告と収支決算及び平成31（令和元）年度事業計画・収支予算、任期満了に伴う役員改選などの承認・決定がなされた。

女性部会では、報告会の前に、成田秋田北税務署長による講演会（研修会）「税務調査のはなし part 2」を開催した。



女性部会



青年部会

## 新設法人・決算法人説明会

### ● 4月23日(火)

対象：4・5・6月決算法人

### ● 7月24日(水)

対象：7・8・9月決算法人、新設法人  
消費税の軽減税率制度説明会 同日開催



キタスカ

講師：秋田北税務署 小林 財務事務官 様

## 秋田北・南法人会合同セミナー

### ★新入社員のための心がまえ研修会★

正しい価値観を身につける



講師

経営コンサルタント

古川 英夫氏

▷4月4日(木)「ユースパル」

### ★税務セミナー★

消費税の軽減税率制度研修会



講師

秋田南税務署法人統括官

工藤 智人氏

▷6月14日(金)「秋田ビューホテル」

### ★労務実務セミナー★

1日でわかる！労務業務の基本と実務



講師

(有)マスイージェント

林 忠史氏

▷6月24日(月)「ユースパル」





# きっと良くなる！



ニュークリエイトマネジメント 代表 長井三郎

## 新米常務の船出

大学を卒業して神奈川の建設会社に入った2年目、彼の元に通の電報が届いた。

『チチ キトク スグカエ』

これを境にのんびりとした生活が一変した。

急死した父の後を継ぐため、奥州建設（仮称）の常務に就任した藤井さんは、名ばかりの社長になった母に代わって、全ての仕事を引き継ぐことになった。

父が築いた会社は、小さいながらも、地元業界を束ねる程の影響力があつた。

だが、やり手の創業社長がいなくなれば、ただの小さな建設会社にすぎない。古参の専務に連れられ、業界の集まりに挨拶に出向いた彼には、『素人の若僧に何が出来るか』といった冷たい視線が、痛いほど伝わってきた。

先代がやり手だった反動もあり、敵対していた社長たちからは、特に厳しい目が向けられた。

『今があそこをぶつつぶすチャンスだ』と公言する社長もいたという。

対外的な危機の中で、社内も問題だらけだった。ワンマン社長が急に抜けた会社は、船頭のいない船のように漂流していた。専務や取締役などはいても、自ら引っぱり行こうとする幹部はいなかった。ただ工事現場だけは、工事部長がにらみをきかせてまとめており、これだけが救いだった。

## 厳しい現実

とにかく現場を知らなければならぬと、朝一番でパトロールに出かけた。最初の現場に行くと、監督から『あんたは何も分からないんだから、現場の事には一切口を挟まないでくれ』とクギをさされた。次の現場では、全く無視され声もかけられない。『顔を合せれば、何とかなるだろう』という思いは、初日でたたき壊された。予想以上に厳しい社員の対応にとまどった藤井さんだったが、他に道はない。

相手にされないと分かっている、毎日建設現場に顔を出すしかなかった。

そんな窮地に、救いの手を差し伸べてくれたのが高校の先輩で、結婚式場を経営している野口さんだ。

自分が主宰している若手経営者の勉強会に誘い入れてくれた。藤井さんにとって、若手経営者の実践談は、ものすごく勉強になった。苦闘しながら経営に情熱を燃やしている仲間存在は、藤井さんにとって大きな支えとなった。

野口さんは法人会などの集まりも紹介してくれ、人脈づくりを応援してくれた。周囲の冷たい対応は変わらなかったが、藤井さんはともかく毎日現場に顔を出し、社員に声をかけていった。

## 熱いコーヒー

入社して半年たった、2月の雪の降る寒い日。

いつものように現場巡回をしていると、『常務、お茶でも飲んで行かないか！』と工事部長の安藤さんが声をかけてきた。

日ごろから無口で、近付き難い雰囲気工事部長だったが、誘われるまま現場事務所に入って行った。真っ赤に燃えたストーブの前の椅子に座り、勧められた熱いコーヒーを飲むと、冷え切った身体が生き返るようだった。その時、ボソッと安藤さんが言った。

『常務も大変だな！だけどいつかは良くなる。きっと良くなる。』

厳しい顔付の安藤の意外な一言に、思わず目頭が熱くなった。今までの苦しいこと、つらかったことが思い浮ぶと共に、心配してくれている人が身近にもいることに気づかされ、グッときたのだった。

その日を境に常務の顔に明るさが戻り、一つ一つ改善の行動を重ねていった。苦しいこと、つらいことがあると『いつか良くなる。きっと良くなる。』と自分に云い聞かせる常務だった。

何の変哲もない言葉だけど、常務には最高の応援メッセージとして心に響いたのだった。

それから30年、開放的な社風の会社をつくり、亡き父と同じように業界のまとめ役として、奮闘する藤井さんの姿があった。

法人会の経営者大型総合保険制度  
 広げよう  
 企業保障の  
 大きな傘を

## 重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもります

### 総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)  
 無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、  
 最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人が所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

東北支社 秋田営業部 秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル5F)  
 TEL 018-833-5121

**AIG** AIG損害保険株式会社

秋田支店/秋田県秋田市中通2-3-8(秋田アトリオンビル10F)  
 TEL 018-801-2010

F-2018-1039(2019年3月7日) B-152060

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

## ネット医療相談サービスのご案内

**Aflac**

本サービスは、アフラックの提携先  
 (株式会社メディカルノート)が提供します。

プロの医療チームがあなたをサポートします!

法人会会員企業にお勤めの  
 役員・従業員であれば、  
 おひとり様 **月1件のご相談まで**  
**無料**で利用いただけます。



※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円(月額・税込)になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

お問い合わせ 株式会社メディカルノート support@medicalnote-qa.jp

 Medical Note



ご利用はこちら